

# 自賠責保険基準料率改定の届出について

平成25年1月

## 1. 自賠償保険基準料率改定の内容

### (1) 今回の基準料率改定に至る状況

#### ① 純保険料率について

- (ア) 平成23年4月に改定された現行料率は、収支均衡期間を平成23～24契約年度とした上で、平成22年度末の累積運用益等を活用することにより、予定損害率を119.4%として算出されており、収支均衡期間が満了する平成25年度に引き上げ改定を行うことを前提としていた。
- (イ) 平成24年度の料率検証結果では、平成25契約年度の純保険料率の損害率は120.3%となり、予定損害率119.4%と比較して若干の悪化は見られるものの、ほぼ現行料率算出時の見込みどおりの状況となっている。
- (ウ) また、累計収支残および運用益積立金の残高の状況を見ると、累計収支残としては平成24契約年度末において5,128億円の赤字が見込まれる一方、運用益積立金の残高は平成24年度末時点で5,197億円と見込まれ、平成25契約年度以降も現行料率を継続した場合、運用益積立金をもって累計収支の赤字を補てんしきれないことが確実な状況となっている。

#### ② 付加保険料率について

「自賠償保険付加率に関する合同委員会」における検討に基づき、経費計算基準が見直された結果、社費に関しては支出水準が現行料率算出時の想定を下回るとともに、平成24年度末の累計収支残は302億円の黒字となる見込みとなっている。

なお、同委員会における検討に基づき、代理店手数料の算出基礎数値も見直されている。

### (2) 今回の基準料率改定に関する前提

#### ① 純保険料率の算定

##### ・水準是正

平成24年度料率検証結果による平成25契約年度損害率 120.3%（全車種合計）

##### ・累計収支残（全自賠償事業者分）の償却

平成24契約年度までの全自賠償事業者の累計収支残△5,128億円を平成25～29契約年度の5年間で償却する。

- ・累積運用益（全自賠責事業者分）の還元

平成24年度までの全自賠責事業者の累積運用益5,197億円を平成25～29契約年度の5年間で還元する。

## ② 社費の算定

直近既経過事業年度の実績値（平成23年度決算）をベースに、平成25～29年度の5年間で社費収支が均衡するように、平成27年度（平成25～29年度の5年間の中央時点）の所要額を基準とし、社費の累計収支残等を勘案することにより改定する。

- ・水準是正

賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、厚生年金保険料率および健康保険料率の引上げ、雇用保険料率の引下げ、契約台数および支払件数の増減率を算入する。

- ・累計収支残の還元

平成24年度末の全自賠責事業者の累計収支残305億円（損保料率機構の累計収支残3億円を含む）を平成25～29年度の5年間で還元する。

- ・一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構の運営経費

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構の運営経費の一部として、契約1件当たり13円を社費に算入する。

## ③ 代理店手数料の算定

「自賠責保険付加率に関する合同委員会」における検討により見直された算出基礎数値をベースに、賃金上昇率、物価上昇率を据え置きとして、平成25～29年度の5年間で収支が均衡するように、平成27年度（平成25～29年度の5年間の中央時点）の所要額を基準として改定する。

## ④ 賦課金率

純賦課金率を $\frac{25}{10,000}$  から  $\frac{2}{1,000}$  に、付加賦課金率を $\left(\frac{K}{K+4} \times \frac{6}{1,000}\right)$  から  $\left(\frac{K}{K+3} \times \frac{3}{1,000}\right)$  に変更する。

（Kは保険期間の1年に対する割合である。）

## ⑤ 改定の実施日

基準料率の改定実施日は、平成25年4月1日とする。

## 2. 基準料率の改定率計算

項	目	
平成25契約年度の収支	A. 平成25契約年度収入純保険料	6,952億円
	B. 平成25契約年度支払保険金	8,365億円
	C. 損害率 (B ÷ A)	120.3%
	D. 純保険料率収支調整による改定率	20.3%
累計収支残の償却	E. 平成24契約年度までの累計収支残 (赤字額)	△ 5,128億円
	F. 平成25～29契約年度収入純保険料	34,907億円
	G. 累計収支残の償却による改定率	14.7%
累積運用益の還元	H. 平成24年度までの累積運用益	5,197億円
	I. 平成25～29契約年度収入純保険料	34,907億円
	J. 累積運用益の還元による改定率	△ 14.9%
基準料率改定率	K. 純保険料率改定率 (D + G + J)	20.1%
	L. 純賦課金率変更による純保険料率改定率	△ 0.1%
	M. 社費改定率	△ 3.2%
	N. 付加賦課金率変更による社費改定率	△ 0.1%
	O. 代理店手数料改定率	0.0%
	P. 合計 ((K + L) × 0.711 + (M + N) × 0.220 + O × 0.069)	13.5%

(注1) 上表の値は、すべての車種、地域および保険期間を合計した値である。

(注2) 合計(P)欄の算式中の数値(0.711、0.220、0.069)は、平成23年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

(注3) 平成25年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、100.2% ( =  $\frac{120.3\%}{100.0\% + 20.1\%}$  ) となる。

(注4) 改定後の契約1件当り社費

		平成23年4月料率 (平成20年4月料率)			平成25年4月料率		
		営業費	損害調査費	計	営業費	損害調査費	計
事業費	人件費	円 2,362	円 1,246	円 3,608	円 2,010	円 1,439	円 3,449
	物件費	961	352	1,313	834	361	1,195
その他の事業費		310	117	427	275	153	428
支出社費計		3,633	1,715	5,348	3,119	1,953	5,072
黒字還元分		△ 164	△ 93	△ 257	△ 99	△ 47	△ 146
改定社費		3,469	1,622	5,091 (A)	3,020	1,906	4,926 (B)
改定率 $\frac{(B)}{(A)}$					△ 3.2 %		

※ 上表の値は、すべての車種、地域および保険期間を合計した値である。

(注5) 改定後の契約1件当り代理店手数料

1,600円

### 3. 車種別純保険料率改定率

(単位：%)

車種 (注1)	平成25契約年度 車種別損害率 A	車種別純保険料率 改定率 (注2) B	【参考】改定後
			車種別予定損害率 C
営業用乗合自動車	119.0	18.8	100.2
自家用乗合自動車	135.2	35.0	100.2
営業用乗用自動車 (個人を除く)	123.1	22.9	100.2
営業用乗用自動車(個人)	140.5	40.3	100.2
自家用乗用自動車	117.3	17.1	100.2
普通貨物自動車	102.2	2.1	100.2
小型貨物自動車	139.4	39.1	100.2
軽自動車(検査対象車)	129.4	29.1	100.2
小型二輪自動車	100.1	△ 0.1	100.2
軽自動車(検査対象外車)	117.5	17.3	100.2
原動機付自転車	121.2	21.0	100.2
その他	112.5	12.3	100.2
合計	120.3	20.1	100.2

(注1) 保険成績を安定的に把握するためには、大数の法則を満たす十分なデータ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。

(注2) 車種別純保険料率改定率(B)欄は、平成25年度車種別損害率(A)欄を基に、改定後の車種別予定損害率(C)欄が同一(100.2%)となるように算出している。

(例) 自家用乗用自動車の改定後の純保険料率の予定損害率は、100.2%  $(= \frac{117.3\%}{100.0\% + 17.1\%})$  となる。

## 4. 改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	53,870	62,450	8,580	15.9	
	自 家 用	13,840	16,420	2,580	18.6	
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	114,490	138,760	24,270	21.2	
	B	91,010	109,980	18,970	20.8	
	C	69,310	83,370	14,060	20.3	
	D	28,650	37,610	8,960	31.3	
自 家 用 乗 用 自 動 車		15,110	16,350	1,240	8.2	
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	49,550	49,900	350	0.7
		最大積載量が2トン以下のもの	34,570	34,650	80	0.2
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	35,620	35,730	110	0.3
		最大積載量が2トン以下のもの	24,150	24,040	△ 110	△ 0.5
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	23,300	29,920	6,620	28.4	
	自 家 用	14,190	17,270	3,080	21.7	
小 型 二 輪 自 動 車		9,640	9,180	△ 460	△ 4.8	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	13,600	15,600	2,000	14.7	
	検 査 対 象 外 車	9,260	9,510	250	2.7	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,150	8,070	△ 80	△ 1.0	
緊 急 自 動 車		7,010	6,790	△ 220	△ 3.1	
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,950	13,440	490	3.8
	小 型 二 輪 自 動 車		8,010	7,910	△ 100	△ 1.2
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,010	7,910	△ 100	△ 1.2
		検 査 対 象 外 車	8,000	7,900	△ 100	△ 1.3
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		7,440	7,280	△ 160	△ 2.2
	教 習 用 自 動 車		7,440	7,280	△ 160	△ 2.2
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	18,720	19,910	1,190	6.4
		小 型 二 輪 自 動 車	10,590	10,800	210	2.0
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,590	10,800	210	2.0
		検 査 対 象 外 車	10,600	10,800	200	1.9
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,080	4,630	△ 450	△ 8.9	
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,080	4,630	△ 450	△ 8.9	
	検 査 対 象 外 車	5,110	4,670	△ 440	△ 8.6	
原 動 機 付 自 転 車		7,280	7,280	0	0.0	

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	17,840	19,750	1,910	10.7		
	自家用	13,840	16,420	2,580	18.6		
営業用乗用自動車	個人を除く	20,680	23,770	3,090	14.9		
	個人	19,280	23,770	4,490	23.3		
自家用乗用自動車		6,880	6,740	△ 140	△ 2.0		
けん引普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,360	20,190	△ 170	△ 0.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,890	13,600	△ 290	△ 2.1	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,360	20,190	△ 170	△ 0.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,890	13,600	△ 290	△ 2.1	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,580	8,100	520	6.9		
	自家用	7,580	8,100	520	6.9		
小型二輪自動車		6,490	6,030	△ 460	△ 7.1		
軽自動車	検査対象車	6,320	6,230	△ 90	△ 1.4		
	検査対象外車	5,680	5,320	△ 360	△ 6.3		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,220	4,780	△ 440	△ 8.4		
緊急自動車		5,250	4,820	△ 430	△ 8.2		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,310	4,890	△ 420	△ 7.9	
	小型二輪自動車		5,310	4,890	△ 420	△ 7.9	
	軽自動車	検査対象車	5,310	4,890	△ 420	△ 7.9	
		検査対象外車	5,320	4,900	△ 420	△ 7.9	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		5,110	4,660	△ 450	△ 8.8	
	教習用自動車		5,110	4,660	△ 450	△ 8.8	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,200	5,890	△ 310	△ 5.0
		小型二輪自動車		5,160	4,720	△ 440	△ 8.5
	軽自動車	検査対象車	5,160	4,720	△ 440	△ 8.5	
		検査対象外車	5,140	4,690	△ 450	△ 8.8	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,080	4,630	△ 450	△ 8.9		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,080	4,630	△ 450	△ 8.9		
	検査対象外車	5,110	4,670	△ 440	△ 8.6		
原動機付自転車		5,220	4,790	△ 430	△ 8.2		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	38,340	44,030	5,690	14.8		
	自 家 用	13,840	16,420	2,580	18.6		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人を除く	64,400	77,340	12,940	20.1		
	個 人	28,650	37,610	8,960	31.3		
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,440	8,800	360	4.3		
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,820	14,550	△ 270	△ 1.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,820	14,550	△ 270	△ 1.8	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,820	14,550	△ 270	△ 1.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,820	14,550	△ 270	△ 1.8	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,560	9,450	890	10.4		
	自 家 用	8,560	9,450	890	10.4		
小 型 二 輪 自 動 車		5,290	4,840	△ 450	△ 8.5		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,440	8,800	360	4.3		
	検 査 対 象 外 車	5,290	4,870	△ 420	△ 7.9		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,950	5,610	△ 340	△ 5.7		
緊 急 自 動 車		6,910	6,680	△ 230	△ 3.3		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,950	6,730	△ 220	△ 3.2	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,290	4,840	△ 450	△ 8.5	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,290	4,870	△ 420	△ 7.9	
		検 査 対 象 外 車	5,290	4,860	△ 430	△ 8.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,500	6,220	△ 280	△ 4.3	
	教 習 用 自 動 車		6,500	6,220	△ 280	△ 4.3	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,960	8,980	20	0.2
		小 型 二 輪 自 動 車		8,450	8,400	△ 50	△ 0.6
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,450	8,400	△ 50	△ 0.6
			検 査 対 象 外 車	8,460	8,420	△ 40	△ 0.5
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,080	4,630	△ 450	△ 8.9		
被けん引軽自動車	検 査 対 象 車	5,080	4,630	△ 450	△ 8.9		
	検 査 対 象 外 車	5,110	4,670	△ 440	△ 8.6		
原 動 機 付 自 転 車		5,220	4,790	△ 430	△ 8.2		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	17,840	19,750	1,910	10.7		
	自 家 用	13,840	16,420	2,580	18.6		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人を除く	20,680	23,750	3,070	14.8		
	個人	19,280	23,750	4,470	23.2		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,880	6,740	△ 140	△ 2.0		
けん引普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,620	14,340	△ 280	△ 1.9	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,890	13,600	△ 290	△ 2.1	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,620	14,340	△ 280	△ 1.9	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,890	13,600	△ 290	△ 2.1	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	7,560	8,070	510	6.7		
	自 家 用	7,560	8,070	510	6.7		
小 型 二 輪 自 動 車		5,290	4,840	△ 450	△ 8.5		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,520	5,200	△ 320	△ 5.8		
	検 査 対 象 外 車	5,290	4,870	△ 420	△ 7.9		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,220	4,780	△ 440	△ 8.4		
緊 急 自 動 車		5,250	4,820	△ 430	△ 8.2		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,310	4,890	△ 420	△ 7.9	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,270	4,840	△ 430	△ 8.2	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,270	4,840	△ 430	△ 8.2	
		検 査 対 象 外 車	5,260	4,830	△ 430	△ 8.2	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,110	4,660	△ 450	△ 8.8	
	教 習 用 自 動 車		5,110	4,660	△ 450	△ 8.8	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,470	5,070	△ 400	△ 7.3
		小 型 二 輪 自 動 車		5,160	4,720	△ 440	△ 8.5
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,160	4,720	△ 440	△ 8.5	
		検 査 対 象 外 車	5,140	4,690	△ 450	△ 8.8	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,080	4,630	△ 450	△ 8.9		
被 けん引軽自動車	検 査 対 象 車	5,080	4,630	△ 450	△ 8.9		
	検 査 対 象 外 車	5,110	4,670	△ 440	△ 8.6		
原 動 機 付 自 転 車		5,220	4,790	△ 430	△ 8.2		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

## 5. 保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車種		12か月（1年契約）				24か月（2年契約）				36か月（3年契約）					
		現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率		
		A	B	C=B-A	D=C÷A	E	F	G=F-E	H=G÷E	I	J	K=J-I	L=K÷I		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	53,870	62,450	8,580	15.9										
	自家用	13,840	16,420	2,580	18.6										
営業用乗用自動車	A	114,490	138,760	24,270	21.2										
	B	91,010	109,980	18,970	20.8										
	C	69,310	83,370	14,060	20.3										
	D	28,650	37,610	8,960	31.3										
自家用乗用自動車		15,110	16,350	1,240	8.2	24,950	27,840	2,890	11.6	34,600	39,120	4,520	13.1		
けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	49,550	49,900	350	0.7	93,170	94,300	1,130	1.2					
		最大積載量が2トン以下のもの	34,570	34,650	80	0.2	63,500	64,100	600	0.9					
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	35,620	35,730	110	0.3	65,580	66,220	640	1.0					
		最大積載量が2トン以下のもの	24,150	24,040	△110	△0.5	42,850	43,090	240	0.6					
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	23,300	29,920	6,620	28.4	41,180	54,730	13,550	32.9						
	自家用	14,190	17,270	3,080	21.7	23,130	29,680	6,550	28.3						
小型二輪自動車		9,640	9,180	△460	△4.8	14,110	13,640	△470	△3.3	18,500	18,020	△480	△2.6		
軽自動車	検査対象車	13,600	15,600	2,000	14.7	21,970	26,370	4,400	20.0	30,170	36,920	6,750	22.4		
	検査対象外車	9,260	9,510	250	2.7	13,350	14,290	940	7.0	17,350	18,970	1,620	9.3		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,150	8,070	△80	△1.0	11,170	11,440	270	2.4						
緊急自動車		7,010	6,790	△220	△3.1	8,910	8,910	0	0.0	10,770	10,990	220	2.0		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,950	13,440	490	3.8									
	小型二輪自動車		8,010	7,910	△100	△1.2									
	軽自動車	検査対象車	8,010	7,910	△100	△1.2									
		検査対象外車	8,000	7,900	△100	△1.3									
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		7,440	7,280	△160	△2.2	9,770	9,890	120	1.2					
	教習用自動車		7,440	7,280	△160	△2.2	9,770	9,890	120	1.2					
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		18,720	19,910	1,190	6.4	32,100	34,900	2,800	8.7				
		小型二輪自動車		10,590	10,800	210	2.0	16,010	16,850	840	5.2	21,310	22,790	1,480	6.9
		軽自動車	検査対象車	10,590	10,800	210	2.0	16,010	16,850	840	5.2				
			検査対象外車	10,600	10,800	200	1.9	16,000	16,850	850	5.3	21,300	22,770	1,470	6.9
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		5,080	4,630	△450	△8.9	5,100	4,650	△450	△8.8						
被けん引軽自動車	検査対象車	5,080	4,630	△450	△8.9	5,100	4,650	△450	△8.8						
	検査対象外車	5,110	4,670	△440	△8.6	5,120	4,690	△430	△8.4	5,140	4,720	△420	△8.2		
原動機付自転車		7,280	7,280	0	0.0	9,420	9,870	450	4.8	11,520	12,410	890	7.7		

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引いている。